

制度情報—2022年1月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

行政許可事項のリスト管理の全面実行に関する通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2022〕2号

(公布日) 2022年1月30日

(施行日) 2022年1月30日

1. 主なポイント

- (1) 行政許可事項リストの作成及び査定を行う機関を明確に定めた。(第3条)
- (2) 国務院関係機関及び省、市、県の人民政府は、行政審査認可制度改革の取組みを推進する機関を統括し、行政許可事項に基づいて項目別の実施規範を制定させ、手続き事項、許可条件、申請書類、審査認可プロセス、処理期限、費用等の内容を確定したうえで社会に向け公布させなければならない。(第7条)
- (3) 行政許可の実施機関が手続きガイドラインを作成して社会に向け公布することを明確に規定した。実施機関は事項リストや手続きガイドラインを厳守して行政許可を実施するものとし、付加的な条件や制限を追加したり、行政許可の処理期限を超過してはならないが、行政対象者に有利である場合は、合理的に調整することができる。(第8条)
- (4) 別の名目をとり形式を変えた許可行為を積極的に取り締まる。行政許可事項リストにあるもの以外に、関連行政機関から届出、証明、計画、年度検査等の名目が企業等の行政対象者に対し、特定の活動に従事するための要件として審査認可手続きを受け、通過することを要求してはならない。(第9条)
- (5) 行政許可事項リストに含まれる事項にかかる事前、事中、事後の監督管理を強化する。公共の安全、公衆の健康等に直接関わる食品、医薬品業界や、潜在的リスクが大きく、社会的リスクの高い重点分野について、インターネット等の手段を利用して重点監督管理を実施する。(第10条)
- (6) 行政許可事項リストの制定及び実施に対する監督管理を強化し、企業や社会の公衆が通報できる「12345 政務サービス利用者ホットライン」、政務サービス評価システム、政府ポータルサイト等の手段を整備し、行政機関による行政許可実施の行為を監督する。(第14条)

2. 今後の留意点

行政許可事項リストによって、行政許可事項の手続き条件、申請書類やプロセスが明確化、透明化された。今後各地の政府機関により具体的な実施規範及び手続きガイドラインが制定されるため、各日系企業でも現地政府の関連の動きに注目して自社に関わる行政許可事項の手続き条件、プロセス、申請書類等について把握し、今後の行政許可事項の手続きをよりスムーズに行えるようにしたい。(全15条)

生態環境権利侵害紛争事案の審理における懲罰性賠償の適用に関する解釈

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法釈〔2022〕1号

(公布日) 2022年1月13日

(施行日) 2022年1月20日

1. 主なポイント

- (1) 権利侵害者に対し、懲罰性賠償の負担を請求できる主体を明確に定め、環境汚染や生態破壊により損害を被った自然人、法人又は非法人組織は全て『民法典』第1232条に基づき権利侵害者に賠償責任の負担を請求することができるとした。(第2条)
- (2) 被権利侵害者が特定の時点において懲罰性賠償の請求を提出すべきであることを明確に定めた。被権利侵害者は、生態環境権利侵害紛争事案について提訴する際に賠償金額及びその根拠とする事実及び理由を明確にしなければならない。明確にせず、生態環境権利侵害紛争事案の訴訟が終結した後で、同一の環境汚染、生態破壊の事実に基づき、別途訴訟を提起して懲罰性賠償を請求しても、裁判所は受理しない。(第3条)
- (3) 裁判所が、権利侵害者に環境汚染、生態破壊について「故意」があったことを認定するための判断要素を、明確に定めた。具体的には、権利侵害者の職業・専門の経歴又は経営範囲、同一又は同類の行為によって行政罰又は刑事追及を受けたことがあるか、汚染物の種類、環境汚染、生態破壊行為の方式等。(第6条)
- (4) 権利侵害者に環境汚染、生態破壊の「故意」があるとする10通りの事由を列挙した。処理済みでない廃水、廃ガス、残渣を直接排出、投棄する等。(第7条)
- (5) 人身損害の賠償金、財産損失をもって懲罰性賠償金額の計算基数とし、その損害賠償金、財産損失の金額は、『民法典』第1179条、第1184条を踏まえて確定すべきことを明確に規定した。財産損失の金額は一般に、損失発生時における市場価格又はその他の合理的な方式により計算する。また、懲罰性賠償金額は一般に人身損害及び財産損失の金額の2倍を超えない。(第9条、第10条)

2. 今後の留意点

近年、中国政府は生態環境に関する保護及び取締りを強化しつつある。排出汚染許可又は生産過程において廃水、廃ガス等が発生する企業では、新規プロジェクトを実施する際、規定に従って環境アセスメントを受ける必要がある。また、日系企業で生態環境にかかる権利侵害を受けた場合は、権利侵害者に懲罰性賠償責任の負担を要求するときまで、受けた侵害や損失金額の証拠を保存しておくよう留意し、後に証拠の不足により不利な結果を被ることは避けたい。(全14条)

司法機能を十分に発揮して中小零細企業の発展を助けるための指導意見

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法発〔2022〕2号

(公布日) 2022年1月14日

(施行日) 2022年1月14日

1. 主なポイント

(1) 裁判所は法により効率的に独占防止、不正競争防止の案件を審理し、「二者択一」、強制的な抱合せ販売、不当廉売等の競争を排除又は制限する行為を厳しく取り締まる。

(第1条)

(2) 裁判所は、区域の分割や地方による保護行為の廃止を進め、全国範囲において市場参入ネガティブリスト制度を統一適用する。(第2条)

(3) 債務者が同一の行為によって民事責任、行政責任、刑事責任を負担することになり、その財産では全ての支払いに不足する場合において、中小・零細企業の民事債権は、過料、罰金、財産没収等の行政罰、刑事罰よりも優先して弁済されるものとする。(第8条)

(4) 機関、事業組織、国有等の大型企業が、法定代表者又は主要責任者の変更、内部決済プロセスの履行もしくは契約に約定がない等の状況がある場合において、竣工検収の審査認可や決算会計監査が済んでいない等といった明らかに不合理な理由によって、中小・零細企業への代金支払いを拒否したり、遅延させてはならないことを明確に定めた。(第13条)

2. 今後の留意点

近年、中国政府は減税・費用引下げ等のさまざまな優遇政策を打ち出して中小・零細企業の発展を支援している。この度本指導意見が公布されたのは、国の政策の執行を徹底し、司法の面から中小・零細企業の発展を促進するためであり、当該政策は日系企業を含む外資系企業にも同様に適用される。各日系企業では、司法機関や政府機関の動向に随時留意し、本指導意見の内容を把握して適時活用し、会社の発展と適法な経営に役立てるよう勧める。(全20条)

『東アジア地域包括的経済連携協定』（RCEP）の質の高い実施に関する指導意見

(発令元) 商務部、国家発展改革委員会、工業情報化部、

中国人民銀行、税関総署、国家市場監督管理総局

(法令番号) 商国際発〔2022〕10号

(公布日) 2022年1月26日

(施行日) 2022年1月26日

1. 主なポイント

(1) RCEPの各加盟国による関税引下げの約束及び産業の特性を合理的に活用し、アパレル、衣料、電子製品、機械設備、自動車部品等の優勢製品の輸出を拡大し、日用消費材、医薬品、リハビリ設備や介護設備等の輸入を支持するよう、企業に促していく。(第1条)

(2) 通関プロセスや貿易の利便性向上にかかる規則を高い水準で実施する。特殊な状況を除いて、輸出入への監督管理にかかる証明書を一律「一つの窓口」で受理するものとし、各地方の通関地管理機関に通関徴収費用の目録リスト制度を正しく実行させ、リストにない費用徴収は行わないことを明確に定めた。(第3条)

(3) 製造業の研究開発、管理コンサルティング、高齢者介護サービス、専門的設計等のサービス貿易業種の発展を奨励し、支援する。ひいては各国の出資者、企業内部人員の移動、契約の役務提供者等さまざまなビジネスパーソン及び帯同する配偶者や家族の国際間移動にも、必要な便宜を提供する。(第5条)

- (4) 中国国内の製造企業の発展の方向性は主にハイエンド化、スマート化、グリーン化であることを提議し、政府が関連の優遇・奨励政策を打ち出し、企業が先進技術の採用し、設備更新を強化し、モデルチェンジ・グレードアップを実現し、サービス型製造業へと発展することを奨励する。(第10条)
- (5) 自由貿易協定実施のための公共サービスプラットフォームを開設し、企業が当該プラットフォームを通じて関税の優遇、原産地の取り扱い、サービス投資の開放、知的財産権、EC 等に関する規則について調べて確認できるようにし、RCEP に関する照会サービスも実施していく。(第26条)

2. 今後の留意点

『東アジア地域包括的経済連携協定』(RCEP)は、2022年1月1日からすでに発効して実施されている。本指導意見は、各業種・企業が RCEP のもたらす発展の機会を逃すことなく、協定規則を活用してもらうための一定のガイドラインとして公布されたものである。各日系企業では RCEP の関連規則に注目して内容を理解し、関税引下げのコミットメントや原産地の累積規則、通関等に関する各種の優遇利便政策を十分に活用することで、取引コストを適法に低減でき、企業規模の拡大と発展にも繋がる。(全30条)

企業信用リスクの分類管理を推進し、監督管理効果をより高めることに関する意見

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国市監信発〔2022〕6号

(公布日) 2022年1月13日

(施行日) 2022年1月13日

1. 主なポイント

- (1) 市場監督管理総局で企業信用リスクの分類管理実施を促進するための2022年、2023年の取り組み目標を掲げた。(第3条)
- (2) 市場監督管理総局が設ける共通型企业信用リスク分類の参照指標を列挙し、企業の基本的属性情報、企業の動態情報、監督管理情報、関連関係情報、社会評価情報等の面に重点を置いて企業信用リスクの分類体系を確立した。(第4条)
- (3) 各省級市場監督管理機関に、国家企業信用情報公示システムを通じて全面的かつ有効に企業信用リスク情報を収集するよう求め、収集する信用リスク情報の内容及び収集の手段についても列挙した。(第5条)
- (4) 企業を、信用リスク状況に応じて信用リスクの低いものから高いものへ順に、低リスク(A類)、普通(B類)、やや高リスク(C類)、高リスク(D類)の4段階に分けたうえで、ビッグデータ等を利用して対象企業の情報の整理・分析を行い、企業信用リスクの分類結果は月ごとに動態公示する。(第7条)
- (5) 企業信用リスクの分類結果に「双随机、一公開(検査対象と検査員の無作為抽出及び結果の公開)」監督管理の抜打ち検査の結果を加味し、信用リスクレベルに基づいて企業に対する抜打ち検査の割合及び頻度を調整、確定する。例えばA類の企業に対しては、抜打ち検査の割合及び

頻度を引き下げ、クレームや通報、ビッグデータによるモニタリングで問題が発覚しない限り、企業への立入検査は実施しなくてもよいものとする。（第8条）

2. 今後の留意点

本意見の公布・実施によって、日系企業を含む内外資企業に対する監督管理及び検査の方式が一定程度変更される。以後、各省級市場監督管理機関により、共通型及び食品、医薬品等専門分野向けの企業信用リスク分類監督管理メカニズムが確立・施行され、管轄区域内の企業に対する信用リスク分類が行われることになる。各日系企業では現地政府機関の動向に随時留意し、国家企業信用情報公示システム等の関連プラットフォームを通じて自らの信用リスクレベルを確認し、リスクレベルと存在するリスクに応じて適法に調整を行うことが望ましい。（全16条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

陳氏は2003年12月に山東省内のA社にオペレーターとして入社し、労働契約を締結した。2007年12月になってA社は陳氏のための社会保険加入手続きを行い、その後社会保険料を2020年4月まで納付した。

2020年4月末、陳氏は2007年12月以前の社会保険料を追納するようA社に求めるとともに、労働契約の解除を申し出、会社に経済補償金の支払いを請求したが、双方で合意することはできなかった。後に陳氏は「A社が法通りに自身の過年度分の社会保険料を追納しなかった」ことを理由に退職した。2020年5月、陳氏は労働紛争仲裁委員会に対して提起し、残業代の追加支給、社会保険料の追納と損失の賠償を要求し、労働契約解除についても経済補償金の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

会社の原因で社会保険料の納付年数が不足となった場合、A社は陳氏に労働契約解除に伴う経済補償金を支払う必要があるか。

3. 弁護士分析

A社は陳氏に対し労働契約解除に伴う経済補償金を支払わなければならない。具体的な分析は以下の通り。

- (1) 事実として、A社には2003年12月から2007年11月までの間、陳氏社会保険料を納付していなかった事実が存在し、A社もそれを否認していない。
- (2) 法律上、社会保険は公民の基本的権利に当たる基礎保障であり、従業員のための社会保険料は、使用者への強制的な法定の義務である。このような法定の義務は、従業員が主張しなかったり追及を放棄したからといって免除されない。

本件において、陳氏は勤続期間中に複数回にわたりA社に2007年12月以前の社会保険料を追納するよう求めていたが、A社は応じなかった。

以上により、A社には『労働契約法』第38条に規定する「法通りに労働者の社会保険料を納付していない」状況が存在し、同法第46条及び第97条の規定に基づき、A社は陳氏に労働契約解除に伴う経済補償金を支払わなければならない。

4. 司法判断

本件は労働仲裁を経て、第一審、第二審、再審が行われ、第一審裁判を除き労働仲裁、第二審、再審とも、A社は陳氏に労働契約解除に伴う経済補償金を支払うべきであるとの判断が下された。

5. 留意点

実務において、すでに数年経過した過去の社会保険料未納を理由に従業員から労働契約の解除及び経済補償金の支払いを要求された場合、異なる省市の裁判所や裁判官によって見解が異なる上、案件ごとの状況も違うことから、一概に結論付けることはできず、案件に即した具体的な分析が必要となる。

(1) 各省市の裁判所によって見解が異なることについて、山東省高級人民法院では、社会保険料の納付は使用者の法定の義務であり、従業員が追及を放棄したり主張しなかったことによって免除されるものではなく、社会保険料の未納がある会社は、従業員の契約解除に伴い経済補償金を支払うべきであると認識されている。一方、重慶市の高級人民法院では、労働契約解除権は形成権であり、その行使には一定の期限による制限を受け、その間に従業員が主張しなければ、何年も経過した過去の不適法行為を理由に労働契約の解除を要求し、経済補償金を請求することはできないとしている。

従って、各日系企業でこのような状況が発生した場合には、専門の弁護士に相談し、案件の事情や各地の司法実践の状況に基づく専門的なアドバイスを受けて対応することが望ましい。

(2) 法的リスクを極力回避するため、各日系企業で自社又は委託弁護士による社内法務コンプライアンス調査・評価を実施し、その結果に基づいた適法かつ合理的な対応を策定し、集団事件や訴訟紛争の発生を未然に防ぐことを勧める。